

注 意 事 項

1. 当該行為に着手する日の 30 日前までに飯能市建設部まちづくり推進課へ提出してください。
2. 届出手続等を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。
3. 届出書には、次の図面を添付してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

- イ 位 置 図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
- ロ 設 計 図 設計図（造成計画平面図・断面図、擁壁構造図等）

(2) 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物（擁壁、かき又はさく等を含む）をいう。以下同じ。）の建設又はこれらの用途の変更の場合

- イ 位 置 図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
- ロ 配 置 図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
- ハ 立面図及び平面図 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階の平面図（建築物である場合に限る。）
- ニ 構 造 図 擁壁、かき又はさく等の構造図

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

- イ 位 置 図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
- ロ 配 置 図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
- ハ 構 造 図 擁壁、かき又はさく等の構造図
- ニ 立 面 図 二面以上の立面図

4. その他参考となるべき事項を記載した図面

※ 縮尺については、図面等で確認できる程度のものとする。

飯能茜台地区地区計画

名 称		飯能茜台地区地区計画
位 置		飯能市茜台 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目
面 積		約 137.7ha
地区計画の目標		本地区は、飯能市の産業の活性化に寄与する企業の立地を目指す産業拠点として位置づけられるとともに、一部に美杉台地区との調和の図れる住宅地が配置されている。また、本地区は、飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業により計画的な基盤整備が行われた、健全な市街地の形成を図る地区であり、地区計画により、土地区画整理事業による基盤整備効果を維持し、適正かつ計画的に土地利用を誘導するとともに、良好な市街地の形成を目指すことを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の方針	本地区を 3 地区に区分し、各地区の特性に見合った市街地を形成するため、次のような土地利用の方針を定める。 A 地区 市の産業拠点にふさわしい施設を誘導する。生産活動及び周辺への影響を考慮し、住居系用地と工業系用地が混在しない土地利用を図る。 B 地区 良好な住環境を有する美杉台地区に隣接することから、周辺環境に配慮した市の産業拠点にふさわしい施設とそれを支える施設を誘導する。 C 地区 店舗・事務所等と調和した住環境の保護を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 の 方針	土地区画整理事業により整備された道路、公園等の機能と地区内の環境が損なわれないようにするため、それらの維持・保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方針	・ 土地利用の方針に沿わない用途の建築物が混在することを防止するとともに、良好な市街地形成を図るため、建築物の用途の制限について定める。また、安心安全の観点から容積率及び建ぺい率について定める。 ・ A 及び B 地区ではそれぞれ適正な施設規模を確保し、良好な生産環境の形成や敷地の細分化の防止を図るため、敷地面積の最低限度について定める。また、周辺環境と調和した沿道景観の形成を図るため、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 ・ C 地区では街並みの良好さを担保し、併せて防犯・防災のまちづくりを推進するため、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限について定め、周辺環境と調和した住宅地の形成を図る。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路		幅員 12m 延長 529m 幅員 10m 延長 45m 幅員 8m 延長 1,053m 幅員 6m 延長 1,313m 幅員 4m 延長 39m 計 2,979m		
		その他の公共施設		近隣公園 1箇所 面積 約3.8ha		
	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区 (工業地域)	B地区 (準工業地域)	C地区 (第1種住居地域)
			区分の面積	約104.7ha	約21.1ha	約11.9ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 店舗(同一敷地内の工場等で製造、加工する製品を主に販売又は提供する附属施設で店舗に供する部分の床面積の合計が300m ² 以内のものを除く。)、飲食店その他これらに類するもの 3 展示場	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 店舗又は飲食店その他これらに類するもの(店舗又は飲食店その他これらに類するものに供する部分の床面積の合計が1,000 m ² 以内のものは除く。) 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4 展示場 5 ホテル又は旅館	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 店舗又は飲食店その他これらに類するもの(店舗又は飲食店その他これらに類するものに供する部分の床面積の合計が300 m ² 以内のものは除く。) 2 ホテル又は旅館

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	4	マー جان ン 屋、ぱちん この屋、射 場、勝馬投 票、券発売 所、券場外 車その他こ れらに類す るもの	6	マー ジャン ン 屋、ぱちん この屋、射 場、勝馬投 票、券発売 所、券場外 車その他こ れらに類す るもの	3 ボー リン グ 場、ス ケー ト場、水泳 その他これ らに類する もの		
			5	カ ラ オ ケ スその他こ れに類する もの	7	カ ラ オ ケ スその他こ れに類する もの			
			6	図 書 館、博 物 館その他 これらに類 するもの	8	図 書 館、博 物 館その他 これらに類 するもの			
			7	ボ ー リン グ 場、ス ケー ト場、水泳 その他これ らに類する もの	9	ボ ー リン グ 場、ス ケー ト場、水泳 その他これ らに類する もの			
			8	公 会 堂、集 会 場その他 これらに類 するもの	10	公 会 堂、集 会 場その他 これらに類 するもの			
			9	公 衆 浴 場	12	公 衆 浴 場			
			10	診 療 所	13	自 動 車 教 習 所			
			11	自 動 車 教 習 所	14	学 校 其 他 此 れに類する もの			
			12	神 社、寺 院、 教 会 其 他 此 れに類する もの	15	神 社、寺 院、 教 会 其 他 此 れに類する もの			
			13	児 童 福 祉 施 設 等 其 他 此 れに類する もの	16	児 童 福 祉 施 設 等 其 他 此 れに類する もの			
			14	畜 舎、堆 肥 舎	17	畜 舎、堆 肥 舎			
			15	廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 する法律（昭 和 4 5 年 法 律 第 1 3 7 号） に規定する産 業廃棄物の処 理業の用に供 するもの	18	廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 する法律（昭 和 4 5 年 法 律 第 1 3 7 号） に規定する産 業廃棄物の処 理業の用に供 するもの		7 8	畜 舎、堆 肥 舎 工場（建築基 準法施行令第 1 3 0 条の 6 に定める工場 は除く。）、危 険物の貯蔵又 は処理に供す るもの

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	150%		
		建築物の建ぺい率の最高限度	50% ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては60%とする。		
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡	1,000㎡	150㎡
			ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。		
			① 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの。 ② ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業の用に供するもの。 ③ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供するもの。 ④ 水道法（昭和32年法律177号）第3条第2項に規定する水道事業、下水道法（昭和33年法律79号）第2条第3号に規定する公共下水道の用に供するもの。 ⑤ その他公共公益の用に供する建築物。 ⑥ 店舗、飲食店。 ⑦ ②から⑥までの用に供した残地。		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び1.8mを超える擁壁の面から道路境界および敷地境界線までの水平距離を3m以上とする。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの水平距離は1m以上、隣地境界線までの水平距離は0.7m以上とする。

地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は次に掲げるものとする。 (1)生垣 (2)鉄さく、金網等の透視可能なフェンスで、宅地地盤面からの高さが3m以下とする。(基礎の高さは0.6m以下とする。) ただし、門柱・門扉等についてはこの限りでない。		道路に面する垣又はさくの構造は次に掲げるものとする。 (1)生垣 (2)鉄さく、金網等の透視可能なフェンスで、宅地地盤面からの高さが1.5m以下とする。(基礎の高さは0.6m以下とする。) ただし、門柱・門扉等についてはこの限りでない。
	土地利用に関する事項	樹木による緩衝帯の緑化	—	図示する箇所(朱色の線)においては、高木による緑化及びその保全に努めるものとする。	—

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

地区整備計画図

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	A地区
	B地区
	C地区
	公園（地区施設）
	道路（地区施設）

建築物等の用途の制限 建築物の容積率の最高限度及び建築物の建ぺい率の最高限度	
 A地区	建築物等の用途の制限区域 建築物の容積率の最高限度 150%
 B地区	建築物の建ぺい率の最高限度 50%
 C地区	

壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限	
	道路境界及び隣地境界線まで3m以上後退 垣・さくの構造の制限区域
	道路境界線まで1m以上、隣地境界線までは 0.7m以上後退 垣・さくの構造の制限区域

土地利用に関する事項	
	樹木による緩衝帯の緑化

建築物の敷地面積の最低限度	
 A地区	3,000㎡
 B地区	1,000㎡
 C地区	150㎡